

搬入規定(事業系)

作成日: 令和3年10月21日

1. 直接搬入全般における規定

- ①事業に伴い発生したごみ(産業廃棄物を除く)は、環境センターまたは笠子処分場に直接搬入するか、市内の収集運搬許可業者に収集を依頼してください。
※ごみステーションに捨てることはできません。
- ②環境センターに搬入する際は45リットル以下の袋で、素材が透明もしくは中身がしっかり判別できる程度の半透明の袋を使用してください。
なお、袋を使用できないものはこの限りではありません。※環境センターへ要連絡
- ③笠子処分場へ搬入する際は、袋や縄等の使用は極力お控えください。
※使用されている場合は、袋や縄等を取り除き、お持ち帰りいただきます。
- ④**ごみの分別をできる限り行った状態で搬入してください。**
- ⑤搬入物を車両等から降ろす作業は、職員が指定する場所に搬入者自ら行ってください。※積み降ろし時の事故等については責任を負いかねますのでご注意ください。
- ⑥笠子処分場への搬入には事業者登録が必須となります。登録されていない場合は環境センターまでご連絡ください。

2. 搬入品目による規定

	品目	搬入場所	搬入規定	備考
事業系	01 木枝・竹	笠子廃棄物処分場	所有地内で発生したもので、長さ=1m、太さ=φ10cm未満のものに限る。	太さがφ10cmを超えるものは幹等に該当する。
	02 幹等	笠子廃棄物処分場	所有地内で発生したもので、太さ=φ10cm以上、長さ=1m以上2m以下のものに限る。	長さが1m未満のものは太さφ10cm未満になるように裁断すること。
	03 草	笠子廃棄物処分場	所有地内で発生したのものに限る。	土等の付着物がある場合は受入不可。 ※アロエやサボテンなどの多肉植物、野菜、果実、花等は、可燃ごみとして袋に入れて環境センターへ搬入すること。
	04 木根	環境センター	可燃ごみとして袋に入れて環境センターへ搬入すること。	土等を落とした状態でかつ、袋に入る大きさまでのものに限る。
	05 畳(本畳)	環境センター	1辺50cm以下に裁断し、袋に入れて搬入すること。	スタイロフォーム入りの畳は産業廃棄物となるため搬入不可。
	06 縄、ロープ	環境センター	1本50cm以下に切断し、袋に入れて搬入すること。	ビニール製のものは産業廃棄物となるため、搬入不可。
	07 壁紙	環境センター	1辺50cm以下に裁断し、袋に入れて搬入すること。	ロール状のものについては、幅50cm以下に切断し、円を4等分した状態であれば搬入可。
	08 飲料水缶・ペットボトル	環境センター	中身を軽くすぎ、ラベルやキャップ、シール等が取り除かれた状態のものに限る。	汚れがあるものやにおいがひどいものはリサイクルできず、産業廃棄物となるため搬入不可。
	09 廃プラスチック類	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可。	産業廃棄物となるため搬入不可。 ※従業員の食事の際に発生したコンビニ弁当の容器などは、袋に入れて環境センターに搬入可。
	10 金属くず	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可。	産業廃棄物となるため搬入不可。
	11 ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可。	産業廃棄物となるため搬入不可。
	12 廃油 廃酸 廃アルカリ	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可。	産業廃棄物となるため搬入不可。
	13 木くず	環境センター	袋に入る大きさに解体・裁断する必要はない。(長さ2mまでは搬入可能) ただし、袋に入らない大きさのものを搬入する場合は、環境センターに事前に連絡すること。	指定業種に該当する場合は、産業廃棄物となるため搬入不可。 運送等に用いられるパレットは、業種指定なしの産業廃棄物であるため搬入不可。
	14 繊維くず	環境センター	湖西市内で発生したもので、天然繊維(麻・綿・絹等)のものに限る。	化学繊維は廃プラスチック類に分類され、産業廃棄物となるため搬入不可。 指定業種に該当する場合は、産業廃棄物となるため搬入不可。
	15 紙くず	環境センター	湖西市内で発生したのものに限る。 雑誌、雑がみ、古新聞、段ボールについては袋に入れる必要はないが、受入れコンテナが異なるため、種類ごとに分別可能な状態で搬入すること。縛って搬入する場合は紙ひもに限る。 ファイル等に綴ったままの搬入、輪ゴム、ビニルテープ等で縛っての搬入は認めない。 シュレダーごみについては透明又は半透明のポリ袋に入れること。(容量不問)	機密書類等で焼却を希望する場合は、事前に環境センターに連絡したうえで、45L以下の透明又は半透明の袋に入れて搬入する。(可能な限り資源化を図ること) 指定業種に該当する場合は、産業廃棄物となるため搬入不可。
	16 動植物性残さ	取扱処理業者	湖西市内で発生したのものに限る。	指定業種に該当する場合は、産業廃棄物となるため搬入不可。
	17 動物系固形不要物	取扱処理業者	湖西市内で発生したのものに限る。	指定業種に該当する場合は、産業廃棄物となるため搬入不可。
	18 家畜ふん尿・死体	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可。	処理困難物
	19 燃え殻	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可。	産業廃棄物となるため搬入不可。
	20 汚泥	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可。	産業廃棄物となるため搬入不可。
	21 ゴムくず	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可。	産業廃棄物となるため搬入不可。
	22 鋤さい	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可。	産業廃棄物となるため搬入不可。
	23 がれき類	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可。	産業廃棄物となるため搬入不可。
	24 ばいじん	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可。	産業廃棄物となるため搬入不可。
	25 上記のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条に掲げるもの	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可。	産業廃棄物となるため搬入不可。
	26 土・石	取扱処理業者	環境センター及び笠子廃棄物処分場への搬入不可。	産業廃棄物となるため搬入不可。

※上記のほか、市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められるものについては受入不可。